

2025年立憲民主党自治体議員ネットワーク 総会議案書

- 1 開会
- 2 代表挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事録署名議員選出
- 6 議案審議
 - 自治体議員ネットワークについて < 2P >
 - 第1号議案 2024年活動報告（案） < 5P >
 - 第2号議案 2025自治体議員ネットワーク人事（案） < 10P >
 - 第3号議案 2025年活動計画（案） < 13P >
- 6 その他 < 14P >
- 7 議長解任
- 8 閉会挨拶

自治体議員ネットワークについて

(1)組織の目的

自治体議員ネットワークは、立憲民主党規約第 36 条1. にもとづき結成された党所属の地方自治体議員による議員団です。党規約第 36 条3. において、幹事長に党運営、政務調査会長に政策について、それぞれ提言することができる」と規定され、幹事長と政調会長は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならないと規定されています(党規約第 18 条6. 党規約第 20 条6.)。

また、党規約第 11 条 11 により常任幹事会へ出席し、意見をすることができます。そのために、日頃の地域における議会活動や自治体議員としての取り組みや地域の住民・団体と繋がりながら、自治体議員同士が連携、情報共有をおこない、ネットワーク型政策を作り上げ、国政への提言や、地域課題の解決をめざし、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践していきます。

(2)構成員

自治体議員ネットワークの構成員は、党籍を有する立憲民主党自治体議員です。研修会などの開催にあたって、無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加も可とするかは、その都度、役員会で協議、決定します。

(3)現状の自治体議員数(2025年1月14日現在)

総数 1227 人／女性議員 340 名 27.70%

(参考)

2024年1月9日現在 1239名/女性議員 341名 27.52%

2023年1月10日現在 1250名/女性議員 286名 28%

(内訳)

北海道 179

青森県 24 岩手県 24 宮城県 29 秋田県 16

山形県 15 福島県 46

茨城県 17 栃木県 17 群馬県 19 埼玉県 55

千葉県 66 神奈川県 85 山梨県 13

東京都 154

新潟県 14 富山県 11 石川県 5 福井県 6 長野県 20

岐阜県 6 静岡県 10 愛知県 40 三重県 12

滋賀県 16 京都府 17 大阪府 21 兵庫県 29 奈良県 8 和歌山県 3

鳥取県 19 島根県 18 岡山県 10 広島県 16 山口県 6

徳島県 6 香川県 20 愛媛県 8 高知県 7

福岡県 46 佐賀県 22 長崎県 6 熊本県 7 大分県 21

宮崎県 16 鹿児島県 9 沖縄県 13

(4) 自治体議員ネットワークの運営・役員体制

① 世話人

各都道府県連の自治体議員の中から「世話人」1人を選出します。世話人会は必要に応じて開催します。

※但し、発足時には、旧党自治体議員グループの役員を呼びかけ人とし、その呼びかけ人によって役員を構成し、任期は1年間を基本としました。

② 運営委員会

各都道府県連の「世話人」で構成され、11ある衆院比例ブロックごとに「ブロック会議」を設置し各ブロック世話人から「運営委員」2名を選出します。運営委員会は、年4回を目安として議会の開催月ではない時期に開催し、総会に次ぐ意思決定機関とします。

※北海道・東京については、道、都が比例ブロックとなることから世話人＝運営委員として2名を選出します。

③ 役員

運営委員2名のうち、1名を役員とします。このことにより、衆院比例ブロックから1名が役員となり、以下の役職に就きます。役員が都合により欠けた場合は、「運営委員」が役員となることができます。運営委員以外から顧問を置くこともできます。顧問は、役員会の選任により総会へ提案し、承認を得て、役員会への助言などを行い、役員会には必要に応じて出席します。

- 顧問: 若干名
- 代表: 1名
- 副代表: 若干名
- 幹事長: 1名
- 幹事: 上記以外の役員

※幹事長代理を設けることもできます。

(2024年役員)

| | | |
|------|-------|---------------|
| 代表: | 遊佐美由紀 | (宮城県議会議員) |
| 副代表: | 梶谷大志 | (北海道議会議員) |
| | 江口善紀 | (佐賀県議会議員) |
| 幹事長: | 川名ゆうじ | (東京都武蔵野市議会議員) |
| 幹事: | 玉造順一 | (茨城県議会議員) |
| | 望月聖子 | (神奈川県議会議員) |
| | 野田哲生 | (福井県議会議員) |
| | 河合洋介 | (愛知県議会議員) |
| | 山本忠相 | (和歌山市議会議員) |
| | 坂野経三郎 | (鳥取県議会議員) |
| | 富野和憲 | (香川県議会議員) |

④役員会

世話人会、運営委員会の開催、各種事業の企画・執行、党との調整などを行うことを基本とします。

⑤総会

自治体議員ネットワークの最高議決機関です。年に一度、冬季に年次総会を開き、年間活動方針、役員人事などを決めます。必要に応じて臨時総会を開会することができます。

⑥任期

- 役員:2年を基本とします。再任は妨げません。退任した場合の後継者についてはブロック運営委員を基本として役員会で選び、運営委員会へ報告するものとします。任期は前任者のものとします。
- 世話人、運営委員の任期は、1年を基本とします。再任を妨げません。

⑦役員会の開催

- 適時開催します。
- 女性議員ネットワークと双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、女性議員ネットワーク役員の前席を必要に応じて要請します。

【第1号議案】 2024年活動報告（案）

-----（2024年議案書より再掲）-----

災害時にも対応できる議会、ネットワークをつくる

[1]2024年運営方針

2024年1月1日に発災した能登半島地震で犠牲になられた皆様の御霊に哀悼の意を表しますと共に、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

近年、自然災害が頻発する中、あらためて大災害時への備え、対応、復興へ自治体議会の果たすべき機能が問われていると言えます。

2024年は大震災への対応を含めて、これまで以上に立憲民主党所属議員によるネットワークを強化し、ボトムアップ型の政治の実現へ取り組む年と位置づけます。

同時に自民党政治と「裏金」の問題が社会的にも批判となっています。政治を正し、地域から政権交代をめざすために地方自治体議会、立憲民主党所属地方自治体議員の活動強化のために、以下の方針を示します。

(1)自治体議員だからこそその「ネットワーク」をつくる

- ①それぞれの経験や知見をもとに自治体議員がヨコに連携し、地域課題を自治体議員の連携から解決していく新しい地域ストーリーを創り出していきます。
- ②自治体議員だけではなく、学識、市民団体、企業、起業家、党員、協力党員、パートナーズ、国会議員、党職員などとも連携していきます。
- ③党本部つながる本部とも連携します。
- ④ネットワークにより、知見を高め、連携を深めることにより大災害時への備え、対応、復興への政策、実務を調査、研究し、政策としてまとめ実践へとつなげていきます。
- ⑤全国的なネットワークだけでなく、衆院選ブロックごとの連携を深めるために、ブロックの結成、ブロック活動(研修、調査、視察など)を支援します。

(2)ボトムアップ政治を実践する

- ① 全国の自治体議員が参加・議論・研究・調査を行い、党へ提言し、党の政策として位置づけることや国会質問へ役立てるとともに、各地域の実践に反映できる政策づくりを進めます。
- ② テーマは、自治体議員ネットワーク役員、運営委員、世話人、党所属委員の発議によるプロジェクト方式として行います。
- ③ プロジェクトへの参加者は、全国の党所属自治体議員から希望者を募ります。プロジェクトの運営は、全国の自治体議員からの希望者で行い、役員会と連携して進めます。
- ④ 現地視察、宿泊研修なども状況に応じて行います。

(3)議会、議員活動の強化を支援する。

①新人議員へのサポートプログラムの実施

新人自治体議員が多い現状を踏まえて、それぞれが抱える悩みや迷いを話し合い、新人議員のサポートプログラムを検討・実施します。議会質問・会派の取組みへの対応、調査・政策活動の進め方など、今後の議員活動に資するテーマについて、課題を列挙し、その解決策を共有するプロジェクトを進めます。

②自治体議会改革を立憲民主党議員から進める

自治体議会の存在感が問われる一方で、その改革のあり方についての議論が停滞しています。様々な地方議会の現状について率直な意見交換を行い、各地の先進的な事例や有識者等の助言も参考として、立憲自治体議員がめざす自治体議会のあり方、方向性を継続的に検討します。

[2]2024年運営計画

1. オンラインを活用した世話人会を中心に運営します。運営委員会は、必要に応じて開催します。
2. 議論は、世話人が中心となりますが、全自治体議員の傍聴を認めます。
3. 自治体議員ネットワークとして、女性議員ネットワーク、青年局の自治体議員との意見交換など連携を図ります。
4. 自治体議員ネットワークの取組みについて、党HP、党機関紙などで積極的な発信を行います。
5. 横断的な自治体議員間の交流・情報交換の一環として、政令市、町村議員の意見交換などの取組みを検討します。
6. 各種会議ではオンラインを活用します。総会、夏の研修会などは会場を使用しての開催も行います。

[3]2024年事業

1. 全国研修会を2024年7月(予定)に開催します。
2. 総会、及び研修会を2025年1月(予定)に開催します。
3. 世話人会及び都道府県議員、政令市、区議員、一般市議員、市町村町村議員などによる意見交換会を2024年4～5月(予定)に開催します。
4. 世話人会、及び視察研修を2024年10～11月(予定・視察先未定)に開催します。
5. 次期衆議院議員選挙、2025年7月の参院議員選挙政策へ向けて地方自治体議員からの政策まとめ提言します。
6. 大災害時の地方自治体連携、地方自治体議会連携など地方自治体議員ネットワークとして可能な対策を協議します。

EX:能登半島地震の復旧、復興 支援や今後の南海トラフ、直下型地震等への対応

- ① 災害・防災PTを設置(東日本大震災、新潟、熊本等の被災県の世話人、運営委員がメ

- ンバー)。
- ② 災害対策、防災、避難所運営マニュアル、制度等を全国の各自治体と情報共有し、制度化をめざす。
 - ③ 党の災害対策へ自治体議員ネットワークとして提言する。
- 7. その他、適時、プロジェクトや議会、議員活動の強化支援プログラム(研修、視察など)を実施します。
 - 8. その他、適時、国政課題へ地方自治体議員からの提言を伝えます。
 - 9. 適時、地方自治体に影響する国政課題の報告を党へ求めます。

[4]その他

世話人会、運営委員会、役員会で協議のうえ、必要に応じて各種事業を実施します。

【2024年活動記録】

- 1/12 役員会
- 1/15 総会・研修会
- 2/7 介護保険研修会(①)
- 2/26 地方自治法研修会(②)
- 3/19 セキュリティクリアランス勉強会(③)
(3/31 代表・副代表・幹事長打ち合わせ)
- 4/14 【研修】防災と議会、議員の役割(④)
- 4/30 第1回新人支援プログラム(⑤)
- 5/7 地方自治法の一部を改正する法律案に関する意見交換会(⑥)
- 5/16 世話人会
- 5/20 日本版DBSに関するオンライン研修会(⑦)
- 6/9 夏季研修会打ち合わせ(両ネットワーク担当役員による)
- 6/17 防災PT作戦会議(⑧)
- 7/24-25 夏季研修会(⑨)
- 8/30 役員会
- 9/12 党代表選オンライン討論会(⑩)
- 11/22 役員会
- 12/17 役員会
- 12/21 世話人会、役員会、小川幹事長との意見交換会(⑪)

ブロック活動

- 4/18 北関東ブロック総会・研修会

4/20-21 四国ブロック総会・研修会
4/21 東北ブロック世話人会・研修会
6/22 北海道ブロック総会・研修会
7/6 東海ブロック総会・研修会
7/18-19 北信越ブロック総会・研修会

(2024年総括)

年始に能登半島地震が発災したことから「災害時にも対応できる議会、ネットワークをつくる」を年間の活動のテーマとして活動しました。立憲民主党所属議員同士のネットワークづくり、政策研修などを実施し党代表、党幹事長と議論を行い、また、党運営に関する重要事項を議決する党常任委員会のメンバーとして、党所属自治体議員の意見を党運営に反映をしてきました。

年間を通して、オンラインを併用したことで全国の自治体議員の参加が可能となり地域の実情を知り、議員同士の親交ができた一年でした。

一方で党代表選挙、総選挙が続いたこともあり後半の活動は計画どおりに実施できませんでした。2025年には参議院選挙が実施され、総選挙の可能性もあるとされていることから選挙期日を想定した活動計画が必要となります。

年間計画の実行については、世話人会との連携が重要となりますが計画通りの開催ができなかったこと。ブロックごとの研修会の実施については、全ブロックでの開催ができていません。

今後は、ネットワークから国政への政策提言、情報提供、各自治体の情報共有による自治体政策、議会改革を立憲民主党所属議員が率先して進めていくための研修会、視察、ブロック研修会の開催などによるネットワークの活性化がさらに必要といえます。

(1) 防災、災害対応 (④、⑧、⑨)

能登半島の地元議員からの報告や経験を全自治体議員に伝えるとともに、東日本大震災の経験を活かし、大災害時でも機能する自治体議会、議員をめざし災害・防災PTを設置、夏季研修会では被災地からの報告、ワークショップを行い各地域に実情に合わせた対策や防災教育の重要性、を進める重要性を認識しました。2025年にはさらにPTの活性化が求められます。

(2) 党運営 (⑩、⑪)

党代表選挙が行われ、4人の候補者と党所属自治体議員との討論会を開催しました。各候補とも自治体議員の重要性を活性化の必要性を認識しており、今後の党運営に具体的に活かしていくことが求められています。代表選後、新たな幹事長となった小川幹事長と意見交換も実施しました。

(3) 党政策(②、⑥、⑦)

自治体と密接な関係のある地方自治法改正案について、党総務委員会より自治体議員への意見聴取があり、NWとして参加し自治体議員からの提案を行いました。また、立憲民主党所属全自治体議員へアンケートを実施し、結果を提供、国会審議へ反映しました。

(4) 研修会(①、③、⑤、⑦、⑧、⑨)

夏季研修会は泉代表(当時)、岡田幹事長(当時)が参加され自治体議員との議論を行いました。個別政策研修会は、介護保険、セキュリティクリアランス制度、日本版 DBS について実施、自治体議員の意見を党担当者へ提案しました。

(参考) 夏季研修会(7月24、25日。於:衆議院議員会館、党本部)

○1日目:全大会

岡田幹事長挨拶、泉代表講演・質疑

第一部 能登半島地震から半年。中長期的な視野に立った復興計画について報告

第二部 基調報告 東日本大震災から13年。

防災教育、子ども若者支援、インクルーシブ防災、について基調報告。

第三部 グループワーク

(基調報告・パネリスト)

旧山元町中浜小学校元校長 井上 剛氏

東洋大学名誉教授 森田明美氏

東北福祉大学講師 阿部利江氏

(交流会)

○2日目:

分科会1

A セクシュアル・マイノリティ

B 共同親権

分科会2

A 議会改革

B こども未来戦略

視察:東京港調査(東京都視察船による港湾機能整備について)

【第2号議案】 2025年人事（案）

(1) 役員（案） ※各ブロックより推挙

| | | |
|-----------|--------|---------------|
| 北海道ブロック | 梶谷 大志 | (北海道議会議員) |
| 東北ブロック | 遊佐 美由紀 | (宮城県議会議員) |
| 北関東ブロック | 玉造 順一 | (茨城県議会議員) |
| 南関東ブロック | 望月 聖子 | (神奈川県議会議員) |
| 東京ブロック | 川名 ゆうじ | (東京都武蔵野市議会議員) |
| 北信越ブロック | 野田 哲生 | (福井県議会議員) |
| 東海ブロック | 河合 洋介 | (愛知県議会議員) |
| 近畿ブロック | 赤井 康彦 | (滋賀県議会議員) |
| 中国ブロック | 坂野 経三郎 | (鳥取県議会議員) |
| 四国ブロック | 菅 森実 | (愛媛県議会議員) |
| 沖縄・九州ブロック | 江口 善紀 | (佐賀県議会議員) |

(2) 代表、副代表、幹事長、幹事人事(案)

| | |
|----------|--|
| 代表(1名) | 遊佐 美由紀 |
| 副代表(若干名) | 梶谷 大志 / 江口 善紀 / 望月 聖子 |
| 幹事長(1名) | 川名 ゆうじ |
| 幹事長代理 | 玉造 順一 |
| 幹事(若干名) | 野田 哲生 / 河合 洋介 / 赤井 康彦 坂野 経三郎 / 菅 森実 |

(参考)

世話人、ブロック役員一覧

県番号/都道府県/氏名/ブロック運営委員(○)、役員(◎)

(北海道ブロック)

| | | |
|-------|------|---------|
| 1 北海道 | 梶谷大志 | 北海道議会◎◎ |
| 1 北海道 | 定森光 | 札幌市議会○ |

(東北ブロック)

| | | |
|------|-------|---------|
| 2 青森 | 成田大介 | 弘前市議会 |
| 3 岩手 | 平野明紀 | 北上市議会 |
| 4 宮城 | 遊佐美由紀 | 宮城県議会◎◎ |
| 5 秋田 | 船木純 | 秋田市議会○ |

| | | |
|------|------|---------|
| 6 山形 | 遠藤吉久 | 山形市議会 |
| 7 福島 | 三村博隆 | 福島県議会議員 |

(北関東ブロック)

| | | |
|-------|------|---------|
| 8 茨城 | 玉造順一 | 茨城県議会○◎ |
| 9 栃木 | 小池篤史 | 栃木県議会 |
| 10 群馬 | 林恒徳 | 高崎市議会 |
| 11 埼玉 | 木村勇夫 | 埼玉県議会○ |

(南関東ブロック)

| | | |
|--------|-------|----------|
| 12 千葉 | 浦田秀夫 | 船橋市議会○ |
| 13 神奈川 | 望月聖子 | 神奈川県議会○◎ |
| 14 山梨 | 藤原伸一郎 | 甲府市議会 |

(東京ブロック)

| | | |
|-------|-------|----------|
| 15 東京 | 中村ひろし | 東京都議会○ |
| 15 東京 | 川名ゆうじ | 武蔵野市議会○◎ |

(北陸信越ブロック)

| | | |
|-------|-------|---------|
| 16 新潟 | 大淵健 | 新潟県議会 |
| 17 富山 | 井加田まり | 富山県議会 |
| 18 石川 | 一川政之 | 石川県議会○ |
| 19 福井 | 野田哲生 | 福井県議会○◎ |
| 20 長野 | 望月義寿 | 長野県議会 |

(東海ブロック)

| | | |
|-------|------|---------|
| 21 岐阜 | 松原和生 | 岐阜市議会○ |
| 22 静岡 | 杉山淳 | 静岡県議会 |
| 23 愛知 | 河合洋介 | 愛知県議会○◎ |
| 24 三重 | 三谷哲央 | 三重県議会 |

(近畿ブロック)

| | | |
|-------|------|---------|
| 25 滋賀 | 赤井康彦 | 滋賀県議会○◎ |
| 26 京都 | 和島一行 | 向日市議会 |
| 27 大阪 | 野々上愛 | 大阪府議会 |
| 28 兵庫 | 黒田一美 | 兵庫県議会○ |

| | | |
|--------|------|--------|
| 29 奈良 | 市本貴志 | 天理市議会 |
| 30 和歌山 | 山本忠相 | 和歌山市議会 |

(中国ブロック)

| | | |
|-------|-------|---------|
| 31 鳥取 | 坂野経三郎 | 鳥取県議会○◎ |
| 32 島根 | 岸道三 | 島根県議会 |
| 33 岡山 | 秋久憲司 | 津山市議会 |
| 34 広島 | 瀧本実 | 広島県議会○ |
| 35 山口 | 秋山賢治 | 下関市議会 |

(四国ブロック)

| | | |
|-------|-------|---------|
| 36 徳島 | 庄野昌彦 | 徳島県議会 |
| 37 香川 | 富野和憲 | 香川県議会 |
| 38 愛媛 | 菅森実 | 愛媛県議会○◎ |
| 39 高知 | 楠目慎一郎 | 高知市議会○ |

(沖縄・九州ブロック)

| | | |
|--------|-------|---------|
| 40 福岡 | 田中崇史 | 福岡市議会 |
| 41 佐賀 | 江口善紀 | 佐賀県議会○◎ |
| 42 長崎 | 草野久幸 | 五島市議会 |
| 43 熊本 | 西聖一 | 熊本県議会○ |
| 44 大分 | 高橋肇 | 大分県議会 |
| 45 宮崎 | 中川義行 | 宮崎市議会 |
| 46 鹿児島 | 長野広美 | 西之表市議会 |
| 47 沖縄 | 喜友名智子 | 沖縄県議会 |

【第3号議案】 2025年活動計画（案）

[1]2025年活動目標

1. 自治体議員だからこそその「ネットワーク」をつくる
2. 災害時にも対応できる議会、「ネットワーク」をつくる
3. ボトムアップ型政治をつくる

2025年夏には参議院議員選挙が予定されています。2024年の総選挙で自公政権が過半数を割り込み、政権による強行的な政権運営ができなくなりました。その結果として野党との熟議が求められる状況となり野党第一党である立憲民主党の責任はより重くなり、より活動の拡充がより求められています。

国政では立憲民主党の躍進が注目されていますが、立憲民主党所属の自治体議員数は、微減状況が続いています。国政での政権交代を実現するには、地域に根付き活動が続ける自治体議員の拡充が必要であり、市民とともに地域からよりよい未来を実現することが必要です。

そのためには、党を挙げての自治体議員への支援策強化だけではなく、自治体議員が自ら政策力を高め、議員活動をより活性化するための研修や情報共有が必要と言えます。そのためには、自治体議員ネットワークの活動活性化が重要です。自治体議員の活性化により、地域からの課題抽出と解決を行い、国政へと反映することで国政を変えていくことにもなります。このことにより、ボトムアップ型の政治が実現できます。

2024年は災害時にも対応できる議会、ネットワークをつくることを目標に掲げ活動を行いました。2025年はこの目標を継続し、さらに立憲民主党所属自治体議員の活動支援強化を目標に活動し、地域から政権交代をめざします。

[2]活動方針

1. 自治体議員以外にも、学識、市民団体、企業、起業家、党员、協力党员、パートナーズ、国会議員、党職員などとも連携していきます。
2. 全国の自治体議員が参加・議論・研究・調査を行い、党へ提言し、党の政策として位置づけることや国会質問へ役立てるとともに、各地域の実践に反映できる政策づくりを進めます。
3. 全国的なネットワークだけでなく、衆院選ブロックごとの連携を深めるために、ブロックの結成、ブロック活動（研修、調査、視察など）を支援します。
4. 都道府県、政令市、市区、町村などの議員同士の連携を進めるための事業を検討し

ます。

[3]2025 年事業計画

1. 全国研修会を 2025 年 8 月 (予定) に開催します。
2. 総会、及び研修会を 2026 年 1 月 (予定) に開催します。
3. 世話人会及び都道府県議員、政令市、区議員、一般市議員、市町村町村議員などによる意見交換会を 2025 年 4～5 月 (予定) に開催します。
4. 世話人会、及び視察研修を 2025 年 10～11 月 (予定・視察先未定) に開催します。
5. 大災害時の地方自治体連携、地方自治体議会連携など地方自治体議員ネットワークとして可能な対策を協議、共有するとともに党への提言を行います。
6. 適時、地方自治体に影響する国政課題の報告を党へ求め、自治体議員の意見を伝えます。
7. 議員提案による研修会、視察、政策研究などのプロジェクトを適時実施します。
※ 実施を希望される議員は、各世話人、もしくは役員、事務局へ企画提案をお願いします。役員で協議し、開催をめざします。
8. 適時、世話人会、運営委員会、役員会を開催します。

[4]その他

1. 各種事業は、世話人会、運営委員会、役員会で協議のうえ、必要に応じて役員会で決定し実施します。
2. 各種事業はオンラインを活用することで全国から参加できるようにします。

以上

その他

(2025 年活動へ参加者と意見交換)

(参考)

自治体議員ネットワーク規約

(名称)

第一条 本会は立憲民主党自治体議員ネットワークと称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第 36 条にもとづく党所属の地方自治体議員団として、日頃の地域における議会活動や自治体議員としての取組み、地域の住民・団体と繋がりながら、自治体議員同士が連携、情報共有をおこない、ネットワーク型政策を作り上げ、国政、地域課題を解決していくことで、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践することを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について提言
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について提言
- (3) 研修会の開催、視察、調査
- (4) 政策について調査、研究、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 立憲民主党の党籍を有する地方自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) その他、役員会が認めた組織

(世話人会)

第七条 世話人会は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された 1 名を世話人として構成する。ただし、東京都、北海道は、それぞれ 2 名を選出する。

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営委員を選出し、構成する。

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された2名の運営委員のうち、1名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

(1) 顧問：若干名

(2) 代表：1名

(3) 副代表：若干名

(4) 幹事長：1名

(5) 幹事長代理：若干名

(6) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事項及びその他、本会の運営に関することを議決する。

4 代表は、会を代表して会務を総括する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときの職務を代理する。

6 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。

(任期)

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員がかけた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。

3 後継役員の任期は、前任者と同じとする。

4 世話人、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

3 通常総会は、年に一回、冬季に開催する。

4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。

5 総会は、世話人をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

(1) 事業報告、事業計画

(2) 規約の変更

(3) 役員選任と解任

(4) その他、役員会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めた場合
- (2) 過半数の役員が必要と認めた場合
- (3) 過半数の世話人から請求があった場合

(議決)

第十四条 総会、並びに臨時総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会、並びに臨時総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時、場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項、並びに議決結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- (5) その他

2 立憲民主党の党籍を有する者が代表へ請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、代表が必要に応じて開催する。

2 過半数の役員が必要と認めた場合、世話人会、運営委員会、並びに役員会を開催することができる。

3 世話人会、運営委員会、並びに役員会については、代理出席を認める。

附則

この規約は、2024年1月15日から施行する。

(運営細則)

1. 女性議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、女性議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位等でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。

